

藤沢市道路附属物自動車駐車場条例の一部改正について
藤沢市道路附属物自動車駐車場条例の一部を次のように改正する。

2021年（令和3年）6月7日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市道路附属物自動車駐車場条例の一部を改正する条例
藤沢市道路附属物自動車駐車場条例（平成11年藤沢市条例第34号）の一部を
次のように改正する。

第1条を次のように改める。

（趣旨）

第1条 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第2項第7号に規定する自動車駐車場として、この市に道路附属物自動車駐車場（以下「駐車場」という。）を設置する。

第2条中「駐車料金を徴収する駐車場」を「駐車場の名称及び位置」に改める。

第8条を第13条とし、同条の前に次の4条を加える。

（損害賠償）

第9条 その責めに帰すべき理由により駐車場の施設又は設備を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（指定管理者による管理）

第10条 駐車場の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務等）

第11条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 駐車場の利用に関する業務
- (2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、駐車場の運営に関する事務のうち市長のみの権限に属する事務以外の事務に関する業務
(指定管理者の指定等)

第12条 指定管理者の指定の手續等については、藤沢市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成15年藤沢市条例第19号）の定めるところによる。

第7条第1項中「法24条の3の規定により設ける標識」を「指定管理者」に、「掲げる」を「掲げる」に、「もので」を「標識を設け」に改め、同項第1号中「駐車料金」を「利用料金」に改め、同条を第8条とする。

第6条（見出しを含む。）中「駐車料金」を「利用料金」に改め、同条中「還付し」を「返還し」に改め、同条ただし書中「市長」を「次項に定める場合その他指定管理者」に、「還付する」を「返還する」に改め、同条に次の1項を加える。

2 指定管理者は、第3条第3項の規定による定期駐車券の発行を受けた利用者が、駐車場の全部又は一部の供用を休止したことにより自動車を駐車することができなるとき又は発行を受けた定期駐車券の利用期間内にその利用を中止する旨の申出があったときは、当該利用者に対し、既納の定期駐車券の料金の全部又は一部を返還するものとする。

第6条を第7条とする。

第5条の見出しを「（利用料金の減免）」に改め、同条中「市長は、特別の理由があると認めるときは、駐車料金」を「指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金」に改め、同条を第6条とする。

第4条（見出しを含む。）中「駐車料金」を「利用料金」に改め、同条を第5条とする。

第3条の見出しを「（利用料金）」に改め、同条第2項を削り、同条第1項中「駐車料金」を「利用料金」に改め、「、1台1回につき」を削り、「次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める額とする」を「次に定める金額を超えない範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定める」に改め、同項第1号を次のように改める。

(1) 入出場時間に駐車する場合 1,500円

第3条第1項に次の1号を加える。

(3) 入出場時間以外の時間にまたがって駐車する場合 前2号に規定する額の合
算額

第3条中第1項を第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

駐車場を利用した者は、指定管理者に駐車場の利用に係る料金（以下「利用料
金」という。）を支払わなければならない。

第3条第3項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条中第4項及び第5項を削
り、第6項を第4項とし、同条に次の1項を加える。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（供用時間等）

第3条 駐車場の供用時間は、午前零時から午後12時までとする。

2 駐車場への入場及び駐車場からの出場の取扱いをする時間（以下「入出場時間」
という。）は、指定管理者（第10条に規定する市長が指定するものをいう。以
下第8条までにおいて同じ。）が定める。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て、第1項の規定にかかわらず、駐
車場の補修その他の理由により必要があると認めるときは、駐車場の全部又は一
部の供用を休止することができる。

附 則

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

2 改正後の藤沢市道路附属物自動車駐車場条例第3条第3項に規定する定期駐車
券の発行及び発行に係る料金の徴収の手続は、駐車場の指定管理者となった団体
に、この条例の施行の日前においても行わせることができる。

提案理由

この条例を提出したのは、湘南台駅地下自動車駐車場の管理運営手法の見直しに
伴い、所要の改正をする必要による。